

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第217号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年4月10日 09時00分ごろ	
発生場所	広島県大黒神島南西岸 馬ヶ瀬灯浮標から真方位143°3,300m付近（概位 北緯34°09′ 東経132°23.5′）	
事故等調査の経過	平成21年8月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 ^{みやひで} 宮秀丸、19トン 不詳、有限会社宮秀海運 B はしけ ニューみやひで、L43.7m×B12.0m×D2.0m なし、有限会社宮秀海運	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士 B なし	
死傷者等	なし	
損傷	B 右舷船尾船底部擦過傷	
事故等の経過	A船は、石材を積み込みのためB船を押し、大黒神島南西岸の石切場に着岸作業中、平成21年4月10日09時00分ごろ、強い潮流のため船体が流され、浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船はB船を押し、大黒神島南西岸の石切場に着岸作業中、潮流による圧流と浅所に考慮して、遠方から着岸態勢をとるなどの圧流防止の措置をとらなかったため、B船が浅所に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、大黒神島南西岸付近で何度も着岸したことがあり、付近に浅所があることを知っていたものと考えられる。 船長は左方の浅所に向かった強い潮流があることを知っていたものと考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押し、大黒神島南西岸の石切場に着岸作業中、潮流による圧流防止の措置をとらなかったため、B船が浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	